

第3章 基本理念及び基本方針

1) 基本理念

健康をつくろう！ みんなでつくろう！

豊中市では、これまで、市民の主体的な取り組みを重視するとともに、保健・医療・福祉関係機関、事業者、学校、市民団体、行政機関など、多様な関係者が一体となった健康づくりや子育て環境の整備に取り組んできました。

また、平成24年（2012年）4月の中核市移行に伴い、健診など市がこれまで担ってきた保健事業と、身体障害児の保健指導や精神保健、感染症対策、難病対策など、府保健所で担ってきた保健事業を統合し、市民に対してきめ細やかで総合的な支援を柔軟に行うことができるようになりました。

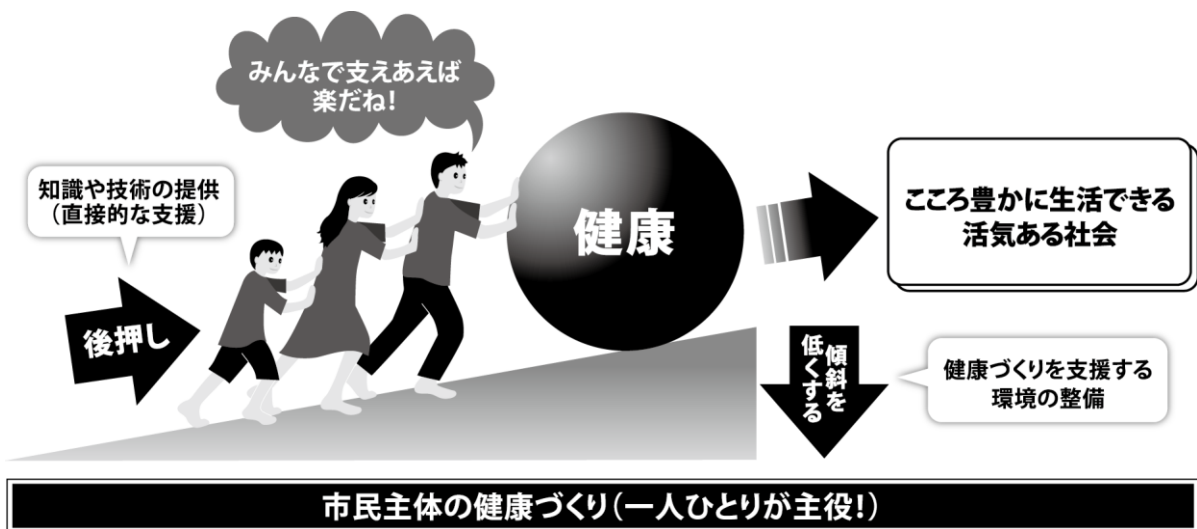
今回の計画においては、母子保健分野と成人保健分野を「健康」の視点から一体的に推進し、あらゆる世代の健康づくりをさらに強化していくため、妊娠期から高年期までの各ライフステージに応じて、子どもから高齢者までのこころと体の健康づくりに取り組むとともに、安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくりについても健康づくりの視点で取り組みを進めます。また、市民の取り組みを地域や社会全体で支援することで、市民一人ひとりが自身の健康を守り、健康上の問題で日常生活が制限されることなく、生涯をとおしてこころ豊かに生活できる、活気ある社会の実現をめざします。

2) 基本方針

1 市民主体の健康づくり運動の推進

本計画では、前計画の「ヘルスプロモーション¹」の考え方を引き継ぎ、健康づくりに取り組む市民の主体性を重視した「市民主体の健康づくり」運動を推進します。

より多くの市民が自らの健康を意識し、生活習慣の見直しや改善に取り組み、健康であろうとする「めざす姿」を実現できるよう、身近な地域や社会全体で個人の健康を支援するための環境の整備を進めます。



¹ ヘルスプロモーション：1986年、WHO（世界保健機関）オタワ憲章で示された考え方。住民や当事者の主体性を重視するとともに、健康づくり環境の整備に重点が置かれている。「健康的な公共政策づくり」「健康を支援する環境づくり」「地域活動の強化」「個人技術の強化」「ヘルスサービスの方向転換」を柱とする。

2 生活習慣病の発症予防と重症化予防

豊中市では、これまで「健康はつくるもの」との視点に立ち、適正な食事や運動不足の解消など、日常の生活習慣を改善することにより、健康を増進し、生活習慣病の発症予防に取り組んできました。

しかしながら、最近（平成22年（2010年））の市における死因別割合をみると、悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患が全体の6割以上を占め、特定健診やがん検診の受診率が全般に低率で推移しています。

市民一人ひとりが、乳幼児期から望ましい生活習慣を身につけることや、生活習慣の改善、健診（検診）受診などによる疾病の早期発見や早期治療に取り組めるよう、また、発症後は必要な治療の継続や自己管理により重症化を予防することができるよう、引き続き関係機関が一体となって取り組みます。

3 こころの健康づくり

ストレスによる自殺やうつ病の増加など、こころの健康は、どの年代でも大きな問題となっています。豊中市においても、ストレスで心身の不調を感じたことがある、妊娠・出産時にマタニティブルーになったと回答する人は増加しており、また、少年期でストレスがあると回答する割合も高い傾向がみられます。

出産や育児への不安や虐待予防、思春期のこころの問題への対応なども含め、引き続き総合的なこころの健康づくりに関する取り組みを推進します。

4 健康づくりへの総合的な支援

個人の健康は社会環境の影響を強く受けることから、市民一人ひとりの主体的な健康づくりを実現するには、社会全体で環境を整えていくことが必要です。

市民の生活に深くかかわる行政内の様々な部局（分野）における取り組みや施策間での連携を推進するとともに、行政機関だけでなく家庭、学校、地域、職場、民間団体など社会全体で、市民一人ひとりの健康づくりを支援する体制の充実に取り組みます。

あわせて、健康づくりに関わるボランティアなど各種団体への支援、インターネットなど様々な媒体を活用した科学的な根拠にもとづく正確な情報の提供、保健事業の効率的・一体的な推進に取り組みます。